## 2 尾張国郡司百姓等解

疋に増やしたことを訴える(絹の納 あたり一疋から、田一町余あたり一元命が、絹の賦課基準を田二町四段 学本などがある。掲載した第六条は、 末尾の二紙は応長元(一三一一)年 条から五条の途中までを欠き、また 末期には東大寺に伝来していた。 初に書写された古写本で、江戸時代 訴えた。史料編纂所本は、 どをはじめとして三一か条の非法を 郡司や百姓は、出挙や調庸の収取な 課すなどして利益を得た。尾張国の 連れて下向し、百姓へ過重な負担を 成した文書。尾張国郡司百姓等解文朝廷に訴え解任を要求するために作 の補写。古写本には、他に早稲田大 ばれる国司の最上席者(通常は守) ともいう。一〇世紀には、 司・百姓らが国守藤原元命の非法を 研究』(大原新生社、一九七一)。 〔参考〕 『新修 稲沢市史』資料編三 以下に切り下げられたことを示す)。 入にあたっての換算価格が二分の一 が国務全般を委ねられ、郎等を引き 〔第六条釈文〕(校異傍書アリ) (一九八○)。阿部猛『尾張国解文の 永延二(九八八)年、尾張国の郡 S○○七一-五○。一巻。縦二 全長一一三五・〇㎝。 受領と呼 一四世紀

請被裁断所進調絹減直幷精好牛

所定納直米疋別一町余、亦至精好之 米四石八斗也、然而絹実所進之日、 但疋別所当新田、先例二町四段、代右、両種貢進官物定数、具録官帳、 糸、責取当国之好糸、織私用之綾羅、

> 得蚕養、而不登年穀、或国吏令登年 任良吏矣、 請、蒙裁糺、 之讎、害人之蠱、 空、分憂之職、牧宰永絶、所謂傾国 直糸精好所致歟、 着任以降、蚕養業不可也、 蚕養之業、進退更不任心、 以不宜蚕養、而当任守元命朝臣 被召問其旨、 豈過於斯哉、 専城之吏、忠節已 <sup>業</sup>或国吏令 是只絹減 兼亦被改

